

資料 2

(案)

職審第 号

令和 2 年 3 月 日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県職業能力開発審議会

会 長 木戸口 善行

テクノスクールの機能強化について(答申)

令和元年 11 月 22 日付け産人セ第 384 号により諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

テクノスクールの機能強化については、別紙のとおりとすることが適当である。

テクノスクールの機能強化について

徳島県職業能力開発審議会は、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設である、県立テクノスクール（以下「テクノスクール」という。）において、人材育成を図るための機能強化の取組を推進することを提言する。

1 テクノスクールの役割

テクノスクールの役割は、公共職業能力開発施設として基幹産業における人材育成が必要とされる分野の職業訓練を重点的に担い、地場産業への人材供給に資することである。

その上で、近年における人口減少に伴う人材不足、技術の高度化や発災時の対応など、社会情勢の変化や国難と言われる課題や産業界のニーズに対応するため、県内の教育機関や訓練機関と緊密な連携を図り、より実践的な産業人材の育成と、県内事業所への適材の供給が求められている。

(1) 学校教育との連携

テクノスクールにおいては、職業に直接結びつく、実践的な技能を習得する訓練を、効率的で効果的に実施する。その上で、高等教育機関等の地域の教育資源とは可能な範囲で双方の有効活用により、訓練の充実強化を図る。

(2) 国の訓練機関との連携

テクノスクールは中学、高等学校等の新規卒業者等に対する、職業訓練を主体とするが、求職者に対する訓練や在職者に対する技能向上についても、国が実施する訓練や事業との調整を図り、技能や資格習得等に繋がる効果的な訓練を実施する。

(3) 民間訓練機関との連携

テクノスクールの訓練資源や訓練内容等を総合的に検討し、民間の訓練機関と協働した、効率的な人材の育成を実施する。

2 機能強化の方向性

テクノスクールの役割を踏まえて、テクノスクールの人材育成の機能強化を図ることが必要であり、その上で、次の5つの視点から検討を行う。

(1) 最新技術への対応

Society5.0の実現に寄与するため、IoT技術を活用した工場のスマートファクトリー化、自動車の先進運転支援システムやEV車等の次世代エネルギー車、環境に配慮した新技術などを理解し、活用できる人材を育成する訓練を実施する。

特に、令和2年度以降に本格的な導入が進む、次世代移動通信技術（5G）の産業界での普及を図るため、新技術を理解し、活用できる人材を育成する訓練を実施する。

また、「電気」に加え、「通信」、「無線」等複合的な技能習得により、急激な増加が予想される、無線基地局や通信ルーター等の次世代移動通信インフラの整備を行える人材を育成する訓練を実施する。

(2) 在職者の技能向上

人口減少に伴う人材不足により、メンターを確保し若年技能者や外国人技能者の技能の高度化を図ることが難しくなる状況にある。そのため、若年技能者等に対する技能向上のための訓練機会の創出と、中核技能者がより高度な技能を習得する訓練環境の整備を図る。

(3) 多能工の育成

人材不足に対応するため、複数の技能や、より上位の資格を習得し、複合的な技能を発揮できる人材を育成する訓練を実施する。

また、頻発する災害に対応するため、ライフライン復旧等に対処する、複合的な技能を習得する訓練を実施する。

(4) 伝統技能の継承

伝統技能については、継承者不足から技能の継承が喫緊の課題となっていることや、伝統技能の習得は、新たな技能や高度な技能の習得に繋がることから、伝統技能を習得する訓練を実施する。

(5) 多様な人材育成

高齢化の進展により増加が予想される福祉や病院現場、発災時や災害復旧時における避難所等において、理・美容技術を提供する訓練を実施する。

また、就職氷河期世代を含む離職者、障がい者、定住外国人等に対するリカレントによる職業訓練の充実を図る。

3 具体的な機能強化内容

機能強化の方向性を基に、各テクノスクールにおける具体的な機能強化内容については、次のとおりとする。

(1) 中央テクノスクール

① 電気環境システム科

ア 5G技術に対応できる人材を育成するための訓練環境を整備する。

イ 「電気通信設備工事担任者資格」が取得できる「認定養成施設」の公認を国から得るため設備整備を図る。

ウ 「電気」、「通信」、「無線」等に対応できる技術・資格を併せ持ち、5Gインフラ整備に対応できる人材を育成する、訓練カリキュラムを導入する。

② 機械技術科、金属技術科

I o Tを活用した、計測技能訓練、工作機器プログラミング技能訓練、非破壊検査技能等の訓練カリキュラムを導入する。

③ 木工技術科

薄膜塗装技能や、「阿波藍」を活用した新たな塗装技能、伝統技能（表具、奎張り等）等の訓練カリキュラムを導入する。

④ 理容科、美容科

福祉や病院現場、災害時における避難所等で、利用者に配慮した理・美容技術を提供するための訓練カリキュラムを導入する。

(2) 南部テクノスクール

① 塗装技術科

ア 環境に優しい新塗装技術（水性塗装、粉体塗装）、カーラッピング、色彩技術等を習得するための訓練カリキュラムを導入する。

イ 伝統技能（左官技能）を習得するための訓練カリキュラムを導入する。

ウ 上記を踏まえ、科名を「カラーコーディネート塗装科」に改称する。

② 自動車整備科

ア 「先進運転支援システム技術」をはじめとする最新技術に対応する訓練カリキュラムを導入する。

イ より高度な訓練を行うため、高等教育機関との連携を強化する。

(3) 西部テクノスクール

① ボデーリペア科

ア 人材供給の円滑化が可能となるよう、2年制課程の訓練を1年制課程の訓練に改編する。

イ 「先進運転支援システム技術」をはじめとする最新技術に対応する訓練カリキュラムを導入する。

ウ より高度な訓練を行うため、高等教育機関との連携を強化する。

エ 上記を踏まえ、科名を「自動車整備科」に改称する。

オ 2年制課程から1年制課程への改編により、利用可能となる実習棟を、在職者の技能習得の拠点として活用する。

② 電気工事科、住宅建築科、設備施工科

住居や環境関連設備等のインフラ整備に対応できる「多能工」を育成するため、住環境関係訓練のカリキュラムの一部共通化を行う。

(4) 在職者訓練、委託訓練について

在職者訓練については、企業内人材や技能実習生をはじめ企業が雇用する外国人に対する訓練を充実させる。

委託訓練については、就職氷河期世代を含む離職者、障がい者、定住外国人等に対するリカレントによる職業訓練を充実させる。

4 その他

テクノスクールにおける機能強化については、可能な範囲で令和2年度からの訓練にも反映させるなど、早期に取り組むこととする。